

## 建築研究所の今後5年間の研究開発方針等を定めた第三期中期計画が、国土交通大臣より認可されました

建築研究所では、独立行政法人に移行した平成13年度以来、5年間を一期とする中期計画に基づき、研究開発等の業務運営を行ってまいりました。これまでの第二期中期計画が平成22年度末で終了することに伴い、国の行政施策や技術基準に関連する民間等ではできない研究開発に特化することなどを内容とした第三期中期計画を策定し、平成23年3月31日付けで国土交通大臣より認可をいただきました。

これからも建築研究所は、時代とともに変化する社会・国民のニーズを把握しつつ、公的な研究機関としての公正・中立な立場で、住宅・建築・都市計画技術に関する研究開発、地震工学に関する研修等を総合的、組織的、継続的に実施してまいります。

### ○ 第三期中期計画の主なポイント

今回策定した第三期中期計画は、住宅・建築・都市計画技術に関する現下の社会的要請に対応するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「独立行政法人建築研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会）を踏まえております。以下に、第三期中期計画の主なポイントをご紹介します。（第三期中期計画の全体像は【参考1】をご参照ください。）

#### （1）国の行政施策や技術基準に関連する民間等ではできない研究開発に特化

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等を踏まえ、第三期中期計画では、「国の行政施策や技術基準に関連する技術的知見の取得、民間の技術開発の誘導・促進や優れた技術の市場化に資する新技術の評価法・試験法の開発など、民間等ではできない独立行政法人としての公正・中立な立場を活かせる研究開発に特化」して、重点的研究開発及び基盤的研究開発を実施することとしました。

また、研究内容の重複排除等を図るため、研究課題の選定にあたっては、他機関の研究内容等を事前に把握し、建築研究所が実施する必要性等について外部有識者による研究評価を受けることとしました。

## **(2) 低炭素化の促進、巨大地震対策など10課題を重点的研究開発課題として設定**

建築研究所の研究開発の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や、耐震基準、防火基準、省エネ基準などの技術基準の策定等に反映され、それらが民間の技術開発や設計・施工の現場で活用されることにより、我が国の住宅・建築・都市の質の確保・向上に貢献しています。

第三期中期計画では、そのような国の技術基準の策定等に反映しうる成果を早期に得ることを目指して重点的に取り組む研究開発課題として、国土交通大臣から示された社会的要請の高い4つの目標を踏まえ、低炭素化の促進に関する研究開発や巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術など10課題を選定しました。(【参考2】をご参照ください。)

## **(3) 環境技術など成果の国際的な普及等によりアジアをはじめとする世界に貢献**

「新成長戦略」(平成22年6月18日に閣議決定)では、日本の「安全・安心」等の制度や技術のアジア等への普及が目標の一つに掲げられ、また、「科学技術に関する基本政策について(答申)」(平成22年12月24日総合科学技術会議)でも、「アジア諸国との科学技術協力の強化に向けた新たな取組を進める」ことが謳われております。

これら政府決定を踏まえ、建築研究所では、我が国固有の自然条件や生活文化等の下で培った建築・都市計画技術の強みを活かし、産学官各々の特性を活かした連携を図りつつ、耐震技術、環境技術などの成果の国際的な普及や規格の国際標準化への支援等を行うことにより、アジアをはじめとした世界への貢献に努めることとしました。

## **(4) 国際地震工学研修等により世界の地震防災対策の向上に寄与**

建築研究所国際地震工学センターが実施する国際地震工学研修では、これまでに約100ヶ国・地域、約1500名の修了生を輩出しています。修了生の中には、帰国後に大臣や国連機関の幹部をはじめ、それぞれの国や国際機関の地震防災対策で指導的な立場に就いている方もおります。

建築研究所では、世界の地震防災対策の向上に資するため、引き続き国際協力機構(JICA)等と連携して国際地震工学研修を実施し、地震学・地震工学に関する技術者等を養成いたします。また、開発途上国からの研究者の受入、諸外国からの要請に基づく災害調査や技術指導を推進するとともに、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)による建築・住宅防災国際ネットワークプロジェクトの中核機関として、開発途上国の地震防災に係る国際的なバックアップ体制の構築等に努めます。

※第三期中期計画は、建築研究所ホームページでご覧いただけます。( <http://www.kenken.go.jp> )

### **(内容の問合せ先)**

独立行政法人 建築研究所

所属 企画調査課長

氏名 村上晴信

電話 029-879-0632

E-mail haru-m@kenken.go.jp

## 独立行政法人建築研究所の第三期中期計画(H23～27)の全体像

### 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国の行政施策や技術基準に関連する技術的知見の取得、民間の技術開発の誘導・促進や優れた技術の市場化に資する新技術の評価法・試験法など、民間等ではできない公正・中立な立場を活かせる研究開発に特化

#### 研究開発の基本方針

#### 重点的研究開発

- 中期目標で示された社会的要請の高い4つの目標に的確に対応し、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を早期に得ることを目指す重点的研究開発(10課題:別表に記載)を重点的・集中的に実施
- 総研究費(外部資金等を除く)の概ね75%を充当

#### ア) グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現

- 住宅・建築・都市の低炭素化の促進に資する研究開発 等

#### イ) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現

- 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発 等

#### ウ) 人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生

- 建築ストックの活用促進に関する研究開発 等

#### エ) 建築・都市計画技術による国際貢献と情報化への対応

- 住宅・建築産業の海外展開に資する技術・制度に関する研究開発 等

#### 基盤的研究開発

- 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャル向上のために必要となる基礎的・先導的な研究開発を中長期的視点に立ち、計画的かつ積極的に実施  
その際、国内外の社会的要請の変化等に留意しつつ実施

#### 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置

- 産学官連携の核(コア)として、研究開発テーマの特性に応じ、他機関との適切な役割分担のもとで、効率的かつ効果的な連携(共同研究40件/年)を推進  
その際、成果は関連行政施策等に反映され、民間で活用されることを踏まえて推進
- 他機関の研究内容等を事前に把握、建築研究所が実施する必要性等について外部評価、結果公表
- 研究成果をより確実に社会へ還元させる視点で追跡評価を導入
- 「一人一件以上申請」を目標として競争的資金等の獲得に努め、自己収入を確保

#### 技術指導及び成果の普及

- 先導的技術の評価業務、国の技術基準作成の技術的支援、災害調査等を実施
- 査読付き論文60報/年、広く国民に対し成果の効率的かつ効果的な普及・広報活動を展開
- 知的財産の適切な保有、活用促進、保有目的の明確化、登録・保有コストの削減

#### 国際連携及び国際貢献

- 海外の研究機関との共同研究や人的交流を実施
- 我が国の建築・都市計画技術の強みを活かし、成果の普及や規格の国際標準化への支援等を実施

#### 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動

- 開発途上国等における地震防災対策の向上に資するよう技術者等を養成(30名/年)・内容を充実
- 国際地震工学研修の途上国支援としての研修効果を、定量的に明確化
- 開発途上国からの研究者の受け入れ、諸外国からの要請に基づく災害調査、技術指導
- UNESCOによる建築・住宅地震防災ネットワークプロジェクトに、中核機関として貢献

### 業務運営の効率化等

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 研究部門は職員をフラットに配置、管理部門の職員数を抑制
- 業務全体を通じた情報化・電子化、委託可能な業務のアウトソーシング等を実施
- 内部統制を充実・強化
- 対価を徴収する業務における適正な受益者負担の確保
- 寄附金の受け入れ拡大
- 平成27年度までに、平成22年度予算額に対し一般管理費15%・業務経費5%を削減
- 随意契約等見直し計画の着実な実施、契約に関する情報はHPにおいて公表
- 研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、より効果的な契約を行う

#### 予算、収支計画及び資金計画

- 中期目標期間中の総事業費104億円、うち運営費交付金89億円

#### 重要な財産の処分等に関する計画

- 保有資産の必要性について不断の見直しを実施
- 見直し結果を踏まえ、支障のない限り、国に返納

#### その他業務運営に関する事項等

- 外部機関による実験施設等の利用を促進し、自己収入を確保、受益者負担の適正化
- 研究開発の内容に応じて、外部研究機関の大型実験施設を活用
- 施設整備計画に基づき、施設等の計画的な整備・更新等を実施
- 人材活用等方針に基づく人材の育成、意欲と能力を発揮できる環境の形成
- 国家公務員に準じた人件費削減の取組みを実施
- 業務の在り方の検討について、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応

## 【参考2】第三期中期計画の重点的研究開発課題の全体像

ア) グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現	① 住宅・建築・都市の低炭素化の促進に関する研究開発	住宅・建築物の実効的な省エネ性能評価手法の高度化 住宅のライフサイクルを通じてCO2排出量をマイナスにする住宅設計法などの技術指針の作成 アジアを視野に入れた蒸暑地域対応の省エネ住宅設計法の開発
	② 木材の利用促進に資する建築技術の研究開発	建築における木材利用促進に必要な構造、防火、材料等の技術基準の策定に反映しうる試験・評価法の開発等 中層・大規模木造建築物の構造設計法など中小事業者等向け技術指針の作成等
	③ 資源循環利用等の促進に資する建築技術の研究開発	建築材料・部材の耐久性、省資源性、リサイクル性に関する評価手法の開発等 開発途上国への展開も視野に入れた建築物における超節水化技術の開発
イ) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現	④ 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発	長周期地震動に対する超高層建築物等の安全性評価手法の確立等建築物の被害抑制技術の開発 建築物の構造計算における工学的判断基準の明確化
	⑤ 建築の火災安全性向上技術の研究開発	建物の利用実態を踏まえたハード・ソフト両面にわたる総合的な火災安全性能評価手法の開発
ウ) 人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生	⑥ 建築ストックの活用促進に関する研究開発	既存建築の構造躯体の除却等による空間拡大、耐久性向上等に関する技術の実用化 ストック再生・活用促進のための技術基準の策定等に必要知見の収集・整理
	⑦ 共同住宅等の長期的な維持・向上マネジメント技術の開発	共同住宅等の質及び機能の維持・向上に資する管理者と居住者等との役割分担を考慮した新しい管理手法等の開発
	⑧ 高齢者等の安定居住を可能にする都市ストックの維持・改善に向けた計画技術の開発	地域における生活サービス機能の維持・再生を図る計画技術の開発 高齢者等が生き生きと暮らせるまちづくりを可能にする計画技術の開発
エ) 建築・都市計画技術による国際貢献と情報化への対応	⑨ 住宅・建築産業の海外展開に資する技術・制度に関する研究開発	我が国のユニバーサルデザインを海外展開するために必要な技術の開発 住宅・建築物の実効的な省エネ性能評価手法の高度化【再掲】 アジアを視野に入れた蒸暑地域対応の省エネ住宅設計法の開発【再掲】 開発途上国への展開も視野に入れた建築物における超節水化技術の開発【再掲】
	⑩ 建築技術の高度化・複雑化に対応した建築関連の技術基準への適合確認の効率化等に関する研究開発	BIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング)等を活用する場合における建物情報の記述方式の標準化案の提案等